

申 込 資 格

特公賃住宅に申し込むには、次の要件の全てに該当していることが必要となります。

1. 現に住宅に困窮していること。
※持ち家のある方は原則として申し込むことはできません。
2. 市税を滞納していないこと。
3. 申込者・入居する家族に暴力団員が居ないこと。
4. 夫婦（婚約・内縁を含む）または親子・親族を主体とした家族であること。
※1 婚約関係の場合、入居可能日から3ヶ月以内に婚姻を証明する書類（戸籍謄本等）が提出でき住宅に同居できること。
※2 内縁関係の場合、住民票に「未届の夫」もしくは「未届の妻」と記載のある方で、戸籍上の夫または妻のいない方。
※3 母（父）子世帯の場合、戸籍上でその旨が確認できる状態であること。
※4 家族を不自然に分割して申し込むことはできません。
5. 計算した収入額が158,000円～487,000円の範囲内であること。
※ただし、所得の上昇が見込まれる者にあつては158,000円未満とする。
※収入額の計算方法は下記の収入基準をご覧ください。

収 入 基 準

収入額とは、世帯の過去1年間の総所得金額から下表（各種控除の内容及び控除額）に該当する控除額を差し引いた金額を12ヶ月で割った額をいいます。

その額が158,000円～487,000円の範囲内にある方に限り、申し込みの資格があります。

$$\text{収入額} = (\text{家族全員の所得額} - \text{家族全員の控除額}) \div 12$$

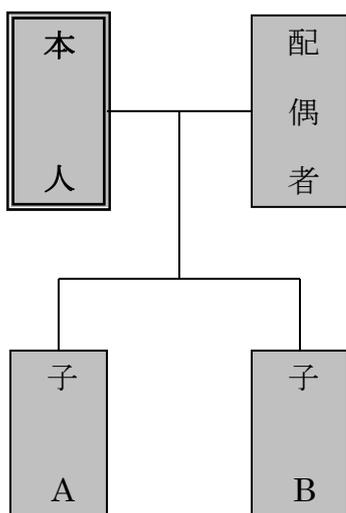
●控除額の一覧表●

控除対象に該当する方がいる場合は、その控除額を合算して総所得から差し引きます。

区分	控除項目	控除額
一般控除	同居親族控除：申込者以外の同居予定者	1人につき 38万円
	扶養親族控除：同居者以外の扶養親族	
特別控除	特定扶養親族控除：扶養親族の内、16歳以上23歳未満の方	1人につき 25万円
	老人扶養親族控除：扶養親族の内、年齢70歳以上の方	1人につき 10万円
	障がい者控除：障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳を持っている特別障がい者以外の方	1人につき 27万円
	特別障がい者控除：障がい者1.2級・精神1級・知的障がい重度・要介護4.5認定の方等	1人につき 40万円
	寡婦控除	27万円
	寡夫控除	27万円

●収入額の計算例●

特公賃住宅の申込資格のうち収入基準について、次の4人家族を例に収入額を算定してみます。



(注1) 申込者は本人とする。

(注2) 本人は50歳未満の給与所得で、給与等の金額は6,596,000円、その給与所得の金額は4,736,800円とする。

(注3) 配偶者は給与所得者で、給与等の金額は1,200,000円、その給与所得の金額は550,000円とする。(したがって控除対象配偶者には当たらない。)

1. 合計所得金額

本人分 4,736,800円

配偶者分 550,000円

5,286,800円

2. 控除額

同居者が3人であるから

$380,000 \times 3 = 1,140,000$ 円

3. 収入額

$5,286,800 - 1,140,000$

12

$\div 345,566$ 円

4. 結果

計算の結果、収入額が158,000円以上487,000円以下となるので、申し込みをすることができます。